

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

今月の年金相談

10月7日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

今回は11月11日(木)です。

役場第2委員会室

扶養親族等申告書の提出および 年金生活者支援給付金制度について

扶養親族等申告書の提出について

公的年金について源泉徴収の対象となる方(※)へ、令和4年分の「扶養親族等申告書」を9月より順次発送しています。

「扶養親族等申告書」は、令和4年2月以降に支払われる公的年金から源泉徴収される所得税について、各種控除等を受ける際に必要な申告書です。

お手元に届きましたら、同封の申告書作成の手引きをよくお読みいただき、各種控除等に該当する方は、同封の返信用封筒(切手貼付)にて申告書に記載されている期限までに、日本年金機構へご提出ください。なお、源泉徴収の対象とならない方へは申告書は送付されませんので、申告書をご提出いただく必要はありません。

※老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方(退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合、退職共済年金の年金額が80万円以上の方)。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

1 対象となる方

①老齢基礎年金を受給している方(ただし、以下の要件をすべて満たす方)

- ・65歳以上であること
- ・世帯員全員が市町村民税非課税であること
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(ただし、以下の要件を満たす方)

- ・前年の所得額が「約462万円+扶養親族の数×38万円(※)」以下であること

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

2 請求手続き

①基礎年金の受給者で新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象となる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付しますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入して、記載された期限までにご提出ください。期限を過ぎてからも請求手続きは可能ですが、令和4年1月4日までに請求されなかった場合は、令和3年10月分から令和4年1月分までの年金生活者支援給付金を受け取ることはできません(令和4年2月分からの支給となります)。

②これから基礎年金を受給する方

年金の請求手続きと併せてお近くの年金事務所または住民生活課社会係・各支所にて請求の手続きをしてください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課)	☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。	
	・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番)	☎0137-62-2112(内線262)	
	熊石総合支所住民サービス課	☎01398-2-3111	

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。